

河北町立小学校の整備に向けた 基本方針

河北町教育委員会

目 次

I	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
II	河北町立小学校の現状と検討委員会における検討内容について・・・・・・・・	3
III	答申を受けての基本方針について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
IV	河北町立小学校のあり方に関する基本的な考え方・・・・・・・・	8
V	学校新設にあたっての配慮事項について・・・・・・・・	10
VI	開校までの進め方について・・・・・・・・	11
VII	まとめ・・・・・・・・	12
 <参考資料>		
	小中一貫教育について	
	(参照：文部科学省「小中一貫した教育課程の編成実施に関する手引き」抜粋)・・・	13

I はじめに

本町では、令和4年の第2次教育振興計画（後期計画）の策定において、今後5年間の施策のひとつに、児童数の減少による子どもたちの学びの環境の改善の必要性を課題としてあげております。その間、町教育委員会では、現状の学校規模を生かした教育活動の実施に向け、授業研究会や各種研修会を通して教員の指導力の向上と共に教育環境の整備について取り組んできました。

近年、急激な少子化が進み、今後も児童数が減少していくことが見込まれ、子どもを取り巻く教育環境が変化していくなかで、河北町議会でも将来的な学校のあり方について議論がなされました。これを受け、令和4年5月30日に各地区の代表、小中学校の保護者代表、こども園・幼稚園の保護者代表、放課後児童クラブ指導者代表、小中学校の校長、学識経験者からなる「河北町立小学校のあり方検討委員会」（以下「検討委員会」）を立ち上げ、以下の2つについて教育長が諮問しました。

1 河北町立小学校の適正規模・適正配置について

2 河北町立小学校の今後のあり方や将来の学校像等に対する本町の基本的な方針について

教育委員会では、検討委員会からの助言を受け、未就学児・児童生徒の保護者、地区住民の皆様からアンケート調査を実施したところ、930件（回収率66%）の方々から回答をいただき、「統合は必要である」（69%）が「必要でない」（27%）を上回る結果となりました。しかし、「将来の学校像は何校か」については意見にばらつきがありました。その後、各小学校区で懇談会を行い、アンケート結果を提示して意見をいただきました。「児童数の減少を考えれば統合は必要だ」「早急に町の考えを出して進めてほしい」という意見がある一方、「地区から学校がなくなると寂しくなる」「地域の元気がなくなる」といった慎重な意見もいただきました。検討委員会では、地区懇談会、町民参加型の検討委員会の意見等を参考にしながら「町立小学校のあり方について（答申）」をとりまとめ、令和5年12月14日に教育長に答申しました。

答申では、小学校は1校に統合することが最適であるということ、子どもたちにとって最適な学びの環境を構築するために、できるだけ早い統合に向けて取り組むこと、より教育効果を上げるために、中学校との一貫した教育活動が展開できるようにすることなどが示されました。

教育委員会は答申内容を、教育委員会議、総合教育会議、町議会に報告し、広報かほく・町ホームページにて周知するとともに、これまでの検討の経過や検討委員会による答申を尊重しながら設置形態を小中一貫校（施設一体型）という案にまとめ、「基本方針（素案）」を策定しました。さらに各地区での説明会や、幼稚園・認定こども園での説明会及びウェブでのアンケートを行い、「基本方針（素案）」について皆様からのご意見をいただいたうえで、この基本方針（案）を策定いたしました。

II 河北町立小学校の現状と検討委員会における検討内容について

1 今後の児童数の推移

本町の児童数の長期的な推移は、今後共減少傾向が続くものと見込まれ、令和3年度の児童数は817人で、平成23年度の1,026人から209人の減となり、減少率は10年間で20.4%でした。今後の児童数の推移を見ると、令和11年度の児童数の見込みは520人で、令和3年度に比べ297人の減で、減少率は8年間で36.4%となります。また、学校規模の適正化について、標準規模の学校は谷地中部小学校のみであり、今後、複数校で複式学級が出現する可能性があります。この児童数の急激な減少は、学校における教育活動のみならず、その他の集団活動を行う上で課題となっています。

2校（A校・B校）に統合した場合と1校に統合した場合の在籍数と学級数

基準日：令和6年2月6日

		令和5年度					
		6年	5年	4年	3年	2年	1年
A校	西里小	22	11	14	10	18	10
	溝延小	11	9	15	7	12	14
	谷地南部小	33	19	27	25	24	28
	在籍数	66	39	56	42	54	52
	通常学級数	3	1	2	2	2	2
	特別支援学級数	3（特別支援学級在籍数9名）					
	A校 合計	318					
B校	谷地中部小	55	55	69	58	71	45
	谷地西部小	6	5	7	4	4	4
	北谷地小	17	10	10	11	7	7
	在籍数	78	70	86	73	82	56
	通常学級数	3	3	3	3	3	2
	特別支援学級数	4（特別支援学級在籍数17名）					
	B校 合計	462					
1校	在籍数	144	109	142	115	136	108
	通常学級数	5	4	5	4	5	4
	1学級当たり	23	27	28	29	27	27
	特別支援学級数	7（特別支援学級在籍数26名）					
	1校 合計	780					

※令和5年度河北町立小学校在籍数
754人 + 26人 = 780人
通常学級 特別支援学級 総数

各年度・各学校の入学者数						
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
10	3	6	9	4	6	4
14	6	9	5	8	1	4
23	22	21	25	23	24	18
47	31	36	39	35	31	26
2	1	2	2	1	1	1
未定						

66	53	38	34	29	31	25
6	6	3	0	2	1	1
7	4	6	3	6	6	3
79	63	47	37	37	38	29
3	2	2	2	2	2	1
未定						

126	94	83	76	72	69	55
4	3	3	3	3	3	2
31	31	27	25	24	23	27
未定						

※令和11年度河北町立小学校在籍予定数
520人

※令和12年度河北町立小学校在籍予定数
449人

※R12の入学者数は見込みです。

2 校舎の老朽化

河北町立小学校は、昭和60年代から平成10年代にかけて建築された学校施設で、順次更新時期を迎えようとしております。統合後の利活用も含め、学校施設を効果的に整備していく必要があります。また、河北中学校においては、建築年数が44年で町内の学校では一番古く、老朽化が進んでいます。学校規模も小さくなり、現在の生徒数は改築当時の半分以下となり、学級数は2/3となっています。今後、中学校の学習環境の整備が必要とされる時期にきています。

これまで学校は地域の防災拠点の役割、学校と地域、地域の方同士の交流拠点としての役割を果たしてきました。今後、引き続き地域のコミュニティの中心的役割を担う機能をどのように維持していくかが課題となります。あわせて、これまで学校は地域と共に学校教育目標を達成すべ

く、様々な教育活動に取り組んできました。各小学校の特色ある教育活動の良さや、保護者・地域の思いを十分に考慮し、地域の活性化を含めた利活用とまちづくりとの連動について検討を重ねる必要があります。

河北町立小中学校の建築年数と学校規模の変化

基準日：令和6年2月6日

学校 (改築年度)	建築 年数	改築当時		令和5年5月1日		令和11年		令和12年		
		児童数 生徒数	通常 学級数	児童数 生徒数	通常 学級数	児童数 生徒数	通常 学級数	児童数 生徒数	通常 学級数	備考
西里小 (S60)	37年	250	8	88	6	38	4	32	4	3・4複式 5・6複式
溝延小 (H4)	30年	256	11	68	6	43	4	33	3	完全複式
谷地中部小 (H12)	21年	410	13	369	14	251	10	210	8	1～4年 単学級
谷地南部小 (H9)	25年	358	12	162	6	138	6	133	6	学年 単学級
谷地西部小 (S63)	35年	124	6	30	3	18	3	13	3	完全複式
北谷地小 (H7)	27年	179	7	63	6	32	4	28	4	3・4複式 5・6複式
児童数		1577		780		520		449		
河北中 (S54)	44年	860	21	410	14	374	13	376	13	1年：4学級 2年：5学級 3年：4学級
※令和12年の児童数は見込み、学級数は、現行制度が継続した場合のものです。										

3 検討委員会における検討内容

令和4年7月に実施した「町内小学校の今後の在り方や将来像についての町民アンケート調査」では、「統合は必要である」の回答が69%を占めていましたが、統合の校数については意見が分かれる結果となりました。しかし、その選んだ理由には、「地域性を考慮した統合」、「クラス替えができる学年規模」、「複式の解消」、「多様性を高める指導」など、どの選択肢にも共通する理由があげられていました。検討委員の中でも統合に慎重な意見や段階的な統合などの意見がありました。検討委員会では、これからの社会を生きる子どもの目指す姿を共有し、そのためにどのような教育環境を整えるかを協議しました。その間、地区懇談会や町民参加型の検討委員会、町民アンケートの結果や検討委員会の進捗状況について町ホームページや広報かほくによる周知を行い、町民の皆様からの意見をいただいたところです。

そこで「1校に統合」、「段階的に統合」、「統合しない」の3つの立場でメリット・デメリットを整理しました。「1校に統合」の場合は、小学校の発達段階では社会性が育まれる大切な時期として、多様な考え方に触れる機会を意図的に整える必要があるため、クラス替えができる学校規模は必要であること、教員数が確保され複数の目で児童の姿を見ることで児童理解がより深まり、一人一人の良さを引き出す指導ができること、習熟度別、個別の支援・専科指導など一人一人に合った多様な教育活動が展開できること、危機管理体制においては、事案発生時に役割分担を明確にした組織的な体制で対応ができることなどがあげられました。一方、児童にとって活躍の場が少なくなること、児童一人一人に目が届きにくい場合があることがあげられました。

「段階的な統合」の場合は、複式学級が解消できる学校規模が確保できること、既存校舎の利活

用ができることがあげられました。一方、児童が2度の統合を経験する可能性があること、児童数の推移を見たとき、統合してもすぐに学年単学級の学年が出現するため、クラス替えができなくなることがあげられました。

「統合しない」場合は、近い将来、極小規模校となり、人間関係の固定化や多様な考えに触れる機会がないといった生活・学習環境が課題となることがあげられました。また、複式学級については、児童にとって自ら学ぶ姿勢や学び方が身に付くことなどのメリットがある一方、児童が多様な考えに触れる機会が少なくなることや児童が教員と直接かかわる時間が少なくなること、教員にとっては、特別の指導方法が必要になること、複数学年の授業の準備が必要になることや一人の抱える校務分掌が多いことなど、業務負担の課題があげられました。

最終段階においては、1校に統合することが最適であるという考えになり、子どもたちにとって最適な学びの環境を構築するために、できるだけ早い統合に向けて取り組むよう求められました。あわせて、より教育効果を上げるために、「校舎を新設し、中学校との一貫した教育活動が展開できるようにすること」をはじめとする学びの環境を整えることや特色ある教育、教育課題に対する対応について示されました。統合する際の配慮事項として、一人一人を大切にした指導体制、地域とのつながり、安全な通学、放課後児童クラブとの連携、まちづくりと連動した校舎の利活用があげられました。

Ⅲ 答申を受けての基本方針について

検討委員会の答申を尊重し基本方針を以下のとおりとします。

- 1 ふるさとに学び、いきいきと学びあい、互いに高めあうことで、次代を担う人材の育成に向けた教育活動を推進する。
- 2 河北町で目指す子ども像に迫るため小中一貫型小学校・中学校の設置形態をとり、幼児教育との接続を踏まえた、小中一貫教育を推進する。
- 3 児童数の推移を受けた学校の適正規模・適正配置を目指す。

【基本方針について】

- (1) ふるさと学習を通して、地域と学校のつながりを深める。

児童数の減少や継承の担い手不足などにより、現在の学校規模では、地区の伝統を継承できる取り組みが縮小している状況です。これまで学校運営協議会、地域学校協働活動を通して、地域とのつながりを各校で培ってきました。今後は、これまでの活動を土台とし、河北町全域を一つととらえ、どの地区に住んでいる児童も幅広く地区の行事に触れることができる教育課程を編成していきます。地域の方との実体験を通じた交流を幼小中高で連携し系統的に取り組むことで、交流の内容や機会が整理され、様々な地域行事等と出会い、地域で大切にしてきた歴史や文化を学ぶことが可能になります。

- (2) 学びあい、高めあう学習を推進し、一人一人の良さを引き出しながら、子ども同士のつながりを広げ、深めていくことで社会性を育む。

小学校の発達段階において、一定規模の集団の中で、多くの仲間とかかわり、多様な考え方に触れることは、社会性を育むうえでとても大切な経験です。自分の考えをじっくりと練り上げて互いに協力しあい、励ましあい、競いあい、切磋琢磨できる教育環境は、自分や他者の良さに気づく機会になります。また、他者の考えを取り入れたり認めたりすることで、自分の考えや行動をさらに高め、思考力・判断力を磨くことができます。さらには、これらの学びを伝え合う場を設定することで豊かな表現力が身に付きます。これは、学習の基盤となるだけでなく、学びに向かう力として、これから生きていくうえでの大切な力となります。

- (3) 学校・教員間で、小・中学校9年間で目指す子どもの姿を共有し、つながりのある学習指導・生徒指導の実現を図る。

本町では、これまで第2次河北町教育振興計画にかかげる基本目標の達成に向けて小中連携を図ってきました。この取り組みをさらに推進するために、小中一貫教育をより実践的具体的なものにしていきます。

小中一貫型小学校・中学校においては、小・中の系統立てた教育課程の編成のなかで、実際の児童生徒の学びや育ちの姿を間近でかつ、義務教育9年間を通してみることができ、子どもの学びや生活のスムーズなつながりが可能になります。また、一定規模の教員が確保されるため各教科の専門部会や各学年部における研修会が可能となり、教員の質の向上や組織力アップにつながります。加えて、一貫性のある学習指導と生徒指導の取り組みは、教員同士の連携・協働の場を生み出し、児童生徒理解を踏まえた質の高い授業づくりや一人一人の実態に合った支援につながり、教育効果をより高めることが期待できます。

現在、町教育研究所では、小中連携に取り組んでいます。加えて、令和6年度から学校ごとに行ってきた幼小連携を、幼小連携部会として立ち上げ一体的に取り組んでいます。幼児

教育との接続を踏まえた小・中学校9年間で目指す姿をすべての教員で共有し、子どもの発達段階に応じた組織的・系統的な指導を推進します。

(4) メンターチーム※による組織的な対応による、教員の資質向上を図る。

教員が一定数確保できると学年部会や教科部会、校務分掌等において組織的な動きが可能となり、児童の実態を複数の視点で見た教材研究や学年間にわたる系統的な学習に取り組むことができます。近年、若い教員が増えており、様々な業務を一人で抱え込まないようにするための工夫が必要であり、複数の教員でチームを組み、組織的に対応していくことで教員を育て、心身の健康を保つことができます。

※互いの資質・能力を高める、人材育成システムのこと。

(5) 小学校の適正規模・適正配置により学びの環境を整える。

全ての学年において、クラス替えが可能な複数学級となる学校規模の確保は、児童の社会性を育むとともに、一定数の教員数が確保されます。児童とかかわる教員が必然的に多くなり、児童理解がより深まることで、一人一人の良さを生かす活動が展開できます。さらには、少人数指導、習熟度別・専科指導など多様な学習形態を通して、一人一人に合った学習活動の場を整えたり、学校行事、地域活動の幅を広げたりするなど、学校規模を生かしたダイナミックな教育活動の展開につながります。また、安心安全を目指す学校の危機管理体制の確保として、事案発生時に役割分担を明確にした組織的な体制で対応することができます。

IV 河北町立小学校のあり方に関する基本的な考え方

1 設置形態について

小中一貫型小学校・中学校とします。経営方針は、小中一貫教育を柱とし、町の教育振興計画に反映します。9年間を見通した教育課程を編成し、系統的な教育を実施します。

小中一貫教育の設置形態には、義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校があります（参考資料）。今後、設置予定の「学校整備委員会（仮称）」で、本町の実態に即した設置形態を決定していきます。

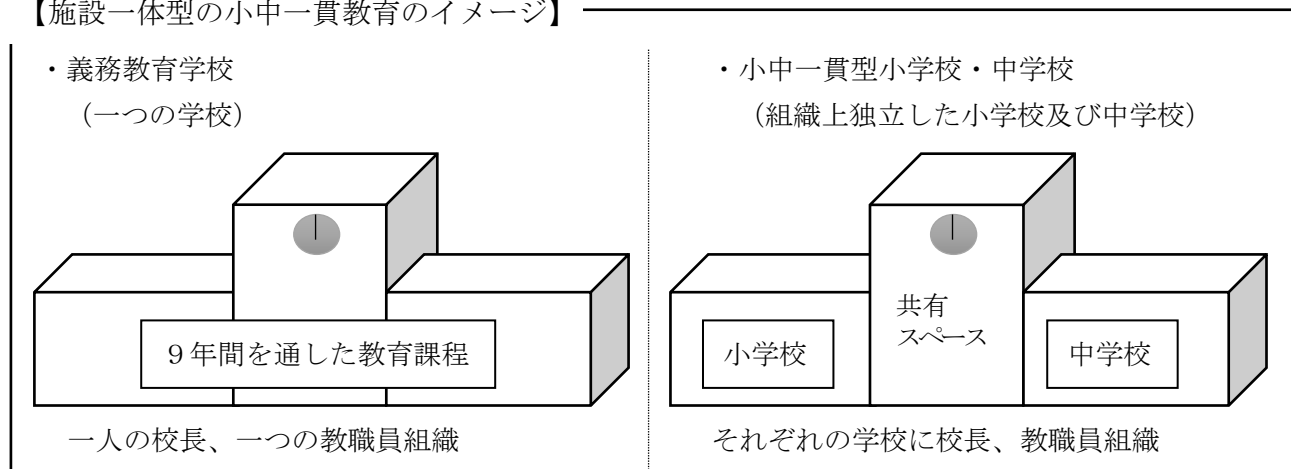
2 学校の新設・改築について

町内の小学校をひとつに統合し、新たな校舎を整備します。また、老朽化がすすむ河北中学校の校舎整備も併せて行います。Ⅲの基本方針のもと施設形態は施設一体型とし、Ⅳ-3に挙げる施設の充実を図ることで、地域との協働活動の推進、「対面教育」や「後姿の教育」「思いやり教育」等の教育課程の充実、教員の資質・能力の向上、個に応じた多様な学習形態への対応に取り組みます。

このような小中一貫教育を近未来に対応した校舎・施設・設備の中で取り組むことにより、各校種間の接続をスムーズにし、Ⅳ-4に挙げる特色ある取り組みを推進することで、一人一人の自己実現を図ります。

最短で令和13年（2031年）4月1日開校を目指します。

【施設一体型の小中一貫教育のイメージ】



3 小・中学校施設について

- (1) 児童生徒、教員が互いに学び合える教育環境（教材・教具・ICT機器等）の充実を図ります。また、児童生徒がそれぞれの学校施設を互いに効果的・効率的に利用できるようにします。
- (2) 児童生徒、教員が過ごしやすい、ゆとりある環境（緑・水・休憩場所）、かつエコロジーに配慮した校舎を整備し、学校施設の脱炭素化を図ります。
- (3) ユニバーサルデザイン化を推進し、多様性に配慮した校舎にします。（エレベーター、トイレ、更衣室等）
- (4) 校内に適応指導教室や個別指導・相談に対応できる教室を設けるなど、教育相談機能の充実を図ります。

- (5) 防災機能（体育館・プール等）の強化を図り、避難所や地域の防災拠点として活用できる施設を整備します。
- (6) 部活動の地域移行・地域交流の場として、スポーツ・文化活動や地域行事の利活用の機能を備えます。
- (7) 安全・安心でおいしい給食が提供できるよう、給食調理施設の整備も検討します。

4 特色ある教育について

確かな学力を育成し、予測困難な未来を生き抜くために、幼小中高の連携を図り、以下の点について実現を目指します。

- (1) 学校運営協議会※¹と地域学校協働活動※²の一体的推進により、地域の伝統文化の継承や特色ある活動を通して、ふるさと愛を醸成する教育活動を行います。
- (2) 英語教育・ICT教育の推進により、多様な考えに触れたり交流したりすると共に、地域に根ざしたキャリア教育を系統的に実践することにより、グローバル人材※³を育成します。
- (3) 一人一人の資質・能力を伸ばし、「生きる力」を育むために、少人数指導、習熟度別指導など多様な教育活動を実践すると同時に、教員間で学びあう機会を確保し、教育の質の向上を図ります。

※1 教育委員会により任命された委員が、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと

※2 様々な立場の地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと

※3 グローバルな視点や経験を生かして、地域社会（ローカル）の活性化に貢献する人材のこと

5 教育課題に対する対応について

一人一人が伸び伸びと自己実現ができ、安全・安心な学校生活が送れるように、幼小中高の連携を図り、以下の点を新設学校の経営方針に盛り込んで実践します。

- (1) いじめ・不登校のない学校づくりを行うこと。
 - (2) 問題行動が発生した場合は、適切かつ迅速な対応をとること。
 - (3) 個別に支援が必要な児童への配慮を行うこと。
 - (4) 多様性への理解とより良い人間関係づくりに向けた教育活動を行うこと。
 - (5) 発達障がいに対する理解を図り、インクルーシブ教育※を推進すること。
 - (6) 教員の時間外勤務時間の削減など、労働環境の改善を図ること。
- ※障がいの有無に関らず、すべての子どもが共に同じ場で学ぶ仕組みのこと。

V 学校新設にあたっての配慮事項について

1 児童に対する配慮

学校新設による生活環境の変化に適切に対応するために、児童同士のつながりが深まるような教育活動を児童と共に考え、各学校間の教育課程を調整し、交流学习等を計画的に実施します。また、児童一人一人が存分に自己の力を発揮し安定した生活を送ることができるように、各小学校からバランスよく教員を配置できるように配慮します。新設までの期間、複式学級の増加が見込まれることから、複式学級の授業研究会等の参加の機会を確保し、教員の資質向上を図ります。

2 通学に対する配慮

(1) 徒歩通学について

年間を通して安全な通学路の確保に努めます。

(2) バス通学について

スクールバスによる通学を確保し、安心安全な運行経路の確保に努めます。

※ 徒歩通学の範囲は、概ね2kmを基準とします。

3 まちづくりとの連動

既存校舎の利活用については、地域の活性化につなげるために、地域の考えを十分に踏まえながら、関係各課との連携を図り、その利活用について検討します。

4 放課後児童クラブ

町内の放課後児童クラブと連携し、既存校舎の利活用も含め、児童・保護者が安心して利用できる環境づくりに努めます。

IV～Vについては、「学校整備委員会（仮称）」及び「開校準備委員会（仮称）」を設置し詳細を検討していきます。

VI 開校までの進め方について

今後の進め方については、「学校整備委員会（仮称）」及び「開校準備委員会（仮称）」を設置し、基本方針に沿って具体的な検討を行いながら、基本計画等を順次策定し、できる限り早い統合に向け、最短で令和 13 年（2031 年）を目標に整備を行います。

	小・中学校整備	新設準備
令和 5 年度 (2023 年度)	◇基本方針（素案）の各所への説明	
令和 6 年度 (2024 年度)	◇基本方針の決定 ◇「学校整備委員会（仮称）」設置 ◇基本構想・基本計画の策定	学校新設に向けた課題整理と検討
令和 7 年度 (2025 年度)		
令和 8 年度 (2026 年度)	◇基本設計	
令和 9 年度 (2027 年度)	◇実施設計	
令和 10 年度 (2028 年度)	◇新校舎建設 （体育館を含む） ◇グラウンド等附帯工事	「開校準備委員会（仮称）」設置・開催 ＜組織（案）＞ ・学校部会 ・PTA 部会 ・地域部会 ・事務局部会 等
令和 11 年度 (2029 年度)		
令和 12 年度 (2030 年度)		
令和 13 年度 (2031 年度)	◇開校	

◇学校整備委員会（仮称）における主な論点

設置形態（義務教育学校または小中一貫型小学校・中学校）、設置場所、基本構想・基本計画の策定に関すること等

◇開校準備委員会（仮称）における主な論点

学校経営に関する事項、具体的なカリキュラム、学校新設にあたっての配慮事項等

◇基本構想・基本計画の主な内容

基本構想：新設校の基本コンセプト、目指すこどもの姿、学校の概要（形態、教育課程編成の基本的な考え方等）等

基本計画：施設整備方針、施設整備計画（必要面積、整備予定地、概算事業費、必要諸室等）、事業スケジュール等

VII まとめ

教育委員会では、これまでの経緯や答申を尊重し、地区説明会やパブリックコメント等を経て基本方針を策定し、その理念を令和８年度に策定する第３次河北町教育振興計画に反映させ、これからの河北町を担う子どもたちにとって最適な学びの環境を構築するために取り組んでいきます。

また小中一貫型小学校・中学校の整備を一つの方向性としながら、そのメリット、デメリット、新校舎整備にかかる概算事業費等について、学校整備委員会（仮称）で十分検討し、基本構想・基本計画の策定を進めてまいります。学校新設にあたっての配慮事項についても、学校整備委員会（仮称）、開校準備委員会（仮称）で検討してまいります。

基本方針の策定過程においていただいた多くの意見につきましては、これから策定に着手します基本構想・基本計画及び第８次河北町総合計画後期基本計画等において、議論検討を重ね対応してまいります。

保護者や地域の方々、学校関係者の皆様のご理解とご協力のもと、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備と質の向上を図りながら、次代を担う人材育成に向け邁進してまいります。

<参考資料>

【小中一貫教育】（参照：文部科学省「小中一貫した教育課程の編成実施に関する手引き」抜粋）

小中一貫教育の設置形態は、一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で教育を行う形態の義務教育学校と、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を行う形態の小中一貫型小・中学校の2つがあります。



※ 義務教育学校、小中一貫型小・中学校のいずれにおいても、施設一体型や施設隣接型、施設分離型といった施設形態にかかわらず設置が可能となっています。

(義務教育学校 図①)

- ・「義務教育学校」は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校です。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。
- ・修業年限は9年ですが、転出入する児童生徒への配慮等から、前期6年と後期3年の課程に区分し、基本的には、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用されます。その上で、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実施することが認められています。
- ・義務教育学校は、9年の課程が小学校相当の前期6年、中学校相当の後期3年に区分されていますが、1年生から9年生までの児童生徒が1つの学校に通うという特質を生かして、9年間の教育課程において「4-3-2」や「5-4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが容易になります。
- ・義務教育学校は、(国立・公立・私立のいずれも設置が可能ですが、) 公立については、既存の小学校及び中学校と同様、市区町村の学校設置義務の履行の対象であり、市区町村教育委員会による就学指定の対象校となります。また、施設の形態についても、いわゆる施設一体型だけでなく、前期課程と後期課程や学年段階の区切りに応じて異なる施設を用いる施設隣接型や

施設分離型の義務教育学校を設置することも可能です。

- ・教員の免許状については、小学校及び中学校の教諭の免許状の両方を併有することを原則としつつ、当分の間は、小学校又は中学校の教諭の免許状のどちらかを持っていれば、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができることとされています。ただし、免許制度自体が柔軟なものに改善されているので、どちらかの免許状しか持っていない場合でも様々な取り組みに参画することは可能です。

(併設型小・中学校 図②)

- ・併設型小・中学校は、既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。中学校区におけるこれまでの小中連携の取り組みを基盤として一貫教育にレベルアップさせるイメージです。
- ・これらの学校においては、
 - ① 小学校と中学校の組織文化の違いを乗り越える必要があること
 - ② 3校以上の学校が連携・接続する形態があり得ること
 - ③ 一般的な小中連携と明確に区別する必要があること等を踏まえ、小中一貫教育の実質を適切に担保する観点から、小中一貫教育を行うためにふさわしい運営上の仕組みを整えることが要件とされています。
- ・具体的には、例えば、
 - ① 関係校を一体的にマネジメントする組織（例：△△学園等）を設け、学校間の総合調整を担う校長（例：学園長、統括校長等）を定め、必要な権限を教育委員会から委任すること
 - ② 学校運営協議会を関係校が合同で開催し、一体的な教育課程の編成をはじめとする学校運営に関する基本的な方針を承認する手続を明確にすること
 - ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させることなどが考えられます。
- ・併設型小・中学校には、義務教育学校と同様、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例の実施が設置者の判断によって認められます。
- ・また、小中一貫教育を行うためにふさわしい運営上の仕組みが整えられていることから、通常の小・中学校と比較して、9年間一貫した指導を実施したり、「4-3-2」や「5-4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定したりして、取り組みを行うことが容易であると言えます。

(連携型小・中学校 図③)

- ・例えば、市町村の境界をまたぐ形で集落があり、子どもの通う小学校と中学校がそれぞれ異なる事務組合で設置されているケース等を想定したもので、本町における設置形態にはそぐわないので詳細な説明は省略します。

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
			中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者		—	同一の設置者	異なる設置者
修業年数		9年 (前期課程6年＋後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営		一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
			小学校と中学校における教育を一貫して実施するためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許		原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程		・ 9年間の教育目標の設定 ・ 9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	○	×
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準		前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を適用	
標準規模		18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離		おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続き		市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	